

部落解放・人権政策確立要求

佐賀県実行委員会会報

第72号

2017・3・21

事務局

唐津市栄町2588-11

佐賀県解放会館 りぶず内

TEL 0955-73-2615

人権の法制度確立への第一歩

昨年の12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。33年間にわたって実施されてきた「同和対策事業特別措置法」が終わり、15年間の空白期間がありました。その間、部落差別は人権問題としてひとくくりにされてきました。しかし、インターネット上の差別情報の氾濫や結婚差別、差別身元調査、鳥取ループ・示現舎による「全国部落調査」復刻版出版事件など今日にいたつてなお存在する差別の実態があります。「部落差別は社会悪である」という事が明確になる法律の制定は評価できるものです。この法律は、第1条から第6条までで構成されており、柱として相談体制の充実、教育啓発、実態調査の3本が掲げられています。

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情

報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もつて部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、部落差別を解消する必

第3条

国は、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第4条

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。地方公共団体は、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第5条

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行ふものとする。地方公共団体は、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育、及び啓発を行うよう努めるものとする。

第6条

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態にかかる調査を行うものとする。

「部落差別解消推進法」は罰則のない理念法ではありますか、「健康増進法」によつて分煙が進んだように、また「ヘイトスピーチ対策法」によつてヘイトスピーチがあきらかに激減したように「部落差別解消推進法」により、国民一人ひとりが同和問題を正しく理解し部落差別がなくなる社会を実現していきましょう。

私たち、これからも人権救済のための法制度の整備に向けて取り組んでいきたいと思います。

第27回差別と人権を考える

佐賀県民集会開催



部落差別の完全撤廃と基本的人権の確立を願い、「第27回差別と人権を考える佐賀県民集会」を去る、2016年9月30日（金）に佐賀市文化会館において開催しました。

本集会の参加者は1,335名がありました。

第1講目は、一般社団法人部落解放・人権研究所所長の谷川雅彦さんから、「部落差別の現実と法規制」のテーマで講演していただきました。昨年12月に臨時国会で成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」について、現存する部落差別の実態や法の必要性などを映像を交えて話していただき、大変勉強になりました。

また、第2講目では、全日本おばちゃん党代表で大阪国際大学准教授の谷口真由美さんから「オッサン社会に物申す！おばちゃんとおっちゃんの人権問題」のテーマで講演していたときました。女性差別や憲法について、分かりやすい説明と大変興味深い話で、参加者一同共感できました。講演でした。

以下、多くの方からアンケートをいただきました。その一部を掲載しますのでご覧ください。

アンケートの中から

★講演①（谷川雅彦さん）について

研究発表のようだ、理路整然として、人権啓発講師の養成講習を思い出す内容でした。一般的（特に動員された）人たちには、情報過多で、やや難しかもしれない。法律の重要性にふつて、情に訴えたほうがよかつたかも。

●法令で不十分なところを条例で補うといふことを言われて、なるほどと思いました。講演を聞いて、とても勉強になりました。

●差別撤廃に取り組んできた経過がていねいな説明でわかりやすかったです。

●人権に対する国民の意識がまだ低い。発生し

た事象に対して相談の受付はされるが予防的取組みが少ない。国民自らの課題として、より強い取り組みが必要と思う。自殺に追い込む、こんな人権無視社会を早く解消させねばだ。

●制度そのものに終止符が打たれても、根強く残る意識はすつと今も続いている。本やネット上で流す人がいても罰則する効力がないことを知り、法的に取り締まる事ができるように早くなればと思いました。最新の情報を聞いて勉強になりました。人権侵害、差別がなくなるように、自分ができるかことを努力したいと思います。

●部落差別の現実を聞き、今もなおそのような事が起きていたことにおどろきました。

●差別解消の必要性といこれまでの議論の経過がよ

●事例紹介によつて、現状がよく分かりました。同和問題に関しては、人それぞれの認識が大切に思います。特に若い世代の者は、その認識にあまりが多いように感じます。一人一人が尊厳を考えられる世であつて欲しいものです。

●あやまりが多いように感じます。一人一人が尊厳を考えられる世であつて欲しいものです。様々な法令の具体例を示していただき、わかりやすかったです。差別禁止法が実現し、差別に苦しむ人々がなくなつてしまつと思いました。

●部落差別が根強く残っていること。その解決に向けた動きを理解できました。法律で不足している部分を、条例で補うという視点はよいと思いました。国任せにあるのではなく地方も積極的に解決に向けて動くことが大事だと思いました。

●現実の状況をまだまだ知らないことが多い。知ることと知らないこととの差は大きい。とても勉強になりました。

●差別及び差別に対する歴史等、詳しく述べて教えていただきました。

●落ち着いて、明瞭な声で話されるので、大変聞き取りやすかったです。内容も非常に豊かであり、実例も多く取り入れて構成されていましたので、大変参考になりました。差別のあり方について、もう一度考え方についても重要なところになるポイントを押さえていた講演ではなかつたかと思います。

●差別解消の必要性といこれまでの議論の経過がよ

く理解できた。願わくは、身近な問題（こじぬなむ）を含めて必要性を説明いただければ、よ

り理解しやすかったのかなと思ひ。

●部落差別について私も何度か講演を聞いた事があります。いつも思ひのは部落差別が無くなれる事は、「今川さん」がおっしゃった通り、法律を制定する「法律」だと思ひます。又、今の若者が部落差別について正しい知識が無いといけないと思ひます。部落差別についての正しい知識、差別しないかななどい事をもつと広がることを期待してます。

●差別の現実と法規制について語をした頃いたのですが、歴史的ないともわかる整理され、今後我々が取組まなければなりなことを、わかりやすく教えてくださいました。

●お話を通じて「部落差別解消法」の必要性、またその早急な成立が必要とされたらしく感じました。法律制定に必要な議員の認識も少しありました。法案が成立した時には、今までやりました。法案が成立した時には、今までやりたかったことを講じたことと感ひました。期待してます。一步でも一歩でも解消、改善

●差別と人権についての歴史的背景、現状と問題点、今後の取り組み等が分かりやすくお話を伺って頂き、差別と人権について自らの行動を再考する良い機会になりました。

●部落差別解消法の成立に向かた取り組みの流れとその効力について分かりやすく説明して頂きました。これから社会の変化に期待が持てた。本來は法に規制されずに解消すべきだと感ひが法的な裏付けがあれば解消もスピーディ化していふと思ひ。

●これまでの歴史を踏まえ、同和問題解決懇談に向けた取り組みが重層的に進められてるのと理解でした。

●パワー源于アトを用意していただきやすかったです。

●鳥取ループのよいな話が現在も起きてる感じがでございました。ただ「法律があるから」にならず、差別をなくしていくための取り組みはい

れまで同様やつてしまつたこと感ひます。

●部落差別解消法の制定に向かうの取り組みについての話を興味深く聞きました。なぜ差別はなくならなか話を見ながら教えてもらいました。法でしなければならないから。法が出来ないじてなれる面も出たので感ひます。

●部落差別解消法が早く制定されたいと願ひます。また、解消法を具体的な法にしてほしいと差別は続いたまま。やはり総合の意識が必要があると感ひます。やはり総合の意識が大事になつていらすと感ひます。意識するのを止めると。皆のを積み重ねてつづらじしかなります。

●何年かぶりに佐賀県民集会に参加をせんじました。学校関係者なので普段の生活、授業の中で人権を大切にしてこなければなりませんことを訴えていますが、今の社会の現実や諸法案をめぐる動きなどをめぐる機会があまりありますでした。改めて部落差別が厳しく存在している間に解消されない状況を再確認でき、これから実践に向かって力をゆえて頂いた感ひがします。ありがとうございます。

●同和問題をあまり気にかけずにいたせいかもしれないが、これほどの問題が続いているものでは気づかずになつた。最近、同和研修への参加機会がなかったりとにかくやるのかもしない。本日の講演を受けて今後はしっかりと意識するように努めたいと感ひました。

●部落問題の過去、現状を知りましたが出来、また法整備の重要性や全国的な取り組みについて知りましたが、とても勉強になりました。

●自分が難しこじむのがわかつた。

●ネットで部落の地図が販売されるのは初めて知りました。これがを取付継続ある法律の制定が一刻も早く必要だと感じました。

●理路整然とした内容でした。

- すが買う側はわれをはじめの理由で買うのかぜひ知りたかったのです。差別禁止法の制定に向けて努力されていることを知りましたが、いまだにそこまで達成できていないのは何故なのでしょうか。抵抗勢力があるからだとしようか。NPOを教えて頂きたいと思いました。
- 現代に今なお残る差別事象をわかりやすく説いていただいた。結婚に対する意識調査がその現実を如実に物語っています。
- 部落差別の現状と問題点について、わかりやすく話された。今なお、NPOのような差別があるのか、インターネットの普及により、尚一層深刻に差別が見えにくくなっていることに憤りを感じた。
- 差別の内容を具体的に示していただき、理解しやすかったです。差別に対する怒りが講演から伝わってきた。
- 現在の国会での大きな流れや動きがわかつてつかつた。一口でも早く「部落差別解消推進法」が成立するようですね。
- 部落差別解消法、少しばかりおずかしかつたけど、理解することができました。部落差別解消のための3つの施策、実態調査の実施はとても大事なことであると、当事者参加が必要ではないなど。
- 差別解消法を求めている歩みを分かり易く説明していただき、人権を求める運動を再確認できました。ただ、概論的になつてもう少し深まりが

ありました。概論よりも差別解消法の内容について詳しく述べただければよかったです。

●部落差別解消法案など法案について 知りないうじ

- にとがたばさんあります。障害者差別をなくす条例など、法律ではなかなか法案が通らないならば、条例を制定する必要性を感じた。非常に分かりやすい内容で、人権・同和の現状と課題が具体的に理解できた。ニュースやメディア等で、点での情報はあるものの、線でふれる機会があまりないので、今回の講演で再度考え方をせられる場を貰えてもらいました。

★講演②（谷口真由美先生）について

- 「ありがとうございます」「めんなさい」と感謝の気持ちは日常生活に大事だと思ひ。眞面目によつて態度が変わると、NPOの差別意識をもつ人と思つた。憲法のことを詳しく述べて下さり少しほんわかつた。
- テレビで見る人と思つてたが、話が聞けてとてもありがたかったです。回僚の中でも若い20代の男性がきたので聞いてもらえて良かったです。きっと私と同じように一つひとつキーワンテンスが頭に残つているはず。今日来て良かったです。テレビの中の短いコメント、力強さに惹かれてたので長い講演があつといつ聞でした。

●谷口先生の視点はとても参考になりました。男女はやはり平等であるべき私は思います。能力がない者が上に立つと社会は悪化の方向になることがよく分かってきました。

●ユーモアなのに巧みなトークで非常に面白い

- にとがたばさんあります。女性だから当たり前」「女性だから当たり前」とかたじかく、「大変だったね」「女性だから当たり前」と今まで全く気にしなかつたことをもう一度立ち止まつて教えてもらいました。

●講話の始まりとして、現在の気象について筆談、手話の方々への配慮も素晴らしいと思います。憲法の説明もプロ情報とともにユーモア交えて面白く、ありがとうございました。

- 改めて帰宅しましたが、憲法を見つめたり思つます。

●憲法の勉強の大切さを知った。柔軟な考えを持つ事の大切さを知つた。愛しく聞くことが出来た。

●ユーモアを交えながら分かりやすく話を

- いたしました。ありがとうございます。憲法から身の回りのことなど、もう一度再確認できたかなと思つてもらおう。「今、自分が思つている常識が本当に正しいのかどうか考えながら、おかしい事を正してもらいたいと思つます。
- 差別の構造について視点を持つNPOのための一つの方針として「当たり前」についてもう一度考え直してみるなどが大事である

とを再確認しました。もつともうと聞いたら
たい講演でした。

●田舎生活の中で少し感じた違和感（当たり前
だと感じないけど）を見逃さず慣れずも
に、平等な社会（学校においても）作りをし
てらへ必要があれなと思いました。私は中學
校で教師をしてるので様々な場面において
配慮し、子ども達が中学生期から平等といつ
眼を持つて生活を出来るもの学校経験に努め
てじつに思いました。

●おもしろい、例え話も分かりやすいやつとい
う間の8分でした。社会の見方を少し変えて
みると、新たな考え方や対応ができるので
す。風刺が大切といつのも素敵です。人権問
題に限らず人ととの関わりの中で大切なも
のだと感じながら聞かせて頂きました。あり
がとうございました。

●私自身、男性、女性の前に「私」と日々考え
て動じてらるのじのああだこうだと思ひ
ます。ありがとありました。

●分かりやすかった。オッサン社会の一人とし
て今後の方を改めたい。
●一回で聞けば女性の立場から、まだ男性寄り
の日本社会に意見を述べたかったのです。
谷口真由美さんがあつたつむじせ、私は全

部納得・理解していますが、納得・理解でも
しない人がまだ悲しいことがあります。今田
の講演内容でこれからも全国各地でスピーチ
していくださる。講演は苦労様でした。

●分かりやすい話し方でよく理解できました。

国会議員でも女性が一覧しかいないといつ
じとの不自然さに改めて気づいた。2020
年までに3割。難しいと思うが変わっている
ならと……

●少數派は3割を越えること認識されない現代
社会の中で生活してらるのじと認識して色々
な社会現象を見ていらへと思いました。多様性
が認められぬようになるのもじつ一人の意
識だと思ひますので。

●女性差別のじとも関わらぬじのじのじと
で、現在じつしても納得じかなこと思ひじ
るじがあります。女性天皇のことが最近あ
まり挙げられていませんが、ぜひ女性差別の
観点から女性天皇制ありきの動きになればじ
期待します。

●元気があつて話も面白く聴のじ一つも高くて
聞かやすかったです。しつかり最後まで聞け
ました。面白かったです。私も男性社会で仕
事しますが女性であるからじんじんへじんじ
をしてじめたのです。「何でも腐る前が美味しい
」じれがすばらしいかったです。

●知りす知りすのじかじゆくわんの世界にとま
込まれじしまらました。逆転の思惑をされず
うれ的な場所でやつてみたじと感じました。

●話がとても良かった。スピードや聴の強弱、
潮じして気になつてらるのじのじを明確にし
てもうえたよつた気がして大変素晴らしい
講演でした。人権を考えるベースにならぶ
つな話をしました。

●人権感覚、当たり前を疑ひじと、多様性を認
めるじと、違和感を感じる、分かりやすい説
明でした。

●分かりやすいじでも興味深く話を聞く事が出
来た。今の日本の男性中心の社会にもの申す
講演でした。社会の流れに並に流れでじく
だけではなく疑問を持つじとの大切さを気づか
された。

●大変樂しい時間が過ぎせました。人権は大事
じ思ひます。誰もが平等にならじうつ頑張らな
じじいじないと感じます。

●普段気にしてらるのじのじにならぬじと感われた。
じだされじじのじにならぬじと感われた。
客觀的な見方が大切だと感じた。

●意識を疑つてみるじのじの観点に共感。逆に都
べてみるじのじの観点に共感。本領で勘えてみ
るじのじを普段から努力する必要性がある。
じじも樂しくお話を聞くじとが出来ました。

●じじも樂しくお話を聞くじとが出来ました。
もじとお話を聞いたかったじ。

●知りす知りすのじかじゆくわんの世界にとま
込まれじしまらました。逆転の思惑をされず
うれ的な場所でやつてみたじと感じました。
話がとても良かった。スピードや聴の強弱、

時々入るコーモアが良くて話に耳を澄ませた。男女平等といふながりも女性である私自身も不平等に扱はかなかつたり慣れてしまつてゐるに気がついた。わざと自分自身の勉強や意識の変化が必要だと感じた。とても楽しそうだった。

● 大変楽しく歩ぐるお話を参加で聞いて良かったです。人権意識、憲法の解放、といふ考え方で幅広く学ぶことができました。もっともつと教養を身に付けたいと思いました。

● 女性の田線から法や人権について話されて、多様性を尊重する上では重要なと思いました。

● 面白かった。少數者にも光を当しなければならないか? そのため自分が回らない。少數者も認めながら世の中進むことになった。

● とても分かりやすい講演だった。日常的な具体例が多くあり、理解しやすかつた。性差別のことが分かり法律のことなどよく分かった。まだ聞ききたこと思つた。

● 親しみのわいの内容でした。タイトルからして興味をもひだれましたが、実際はそれ以上に面白じ内緒でした。それでいて軽薄といつわけではなく、差別の深さをもじれた聴者に対する十分に訴えかけてしまふのは流石だと思いました。オッサンたる私たちはおばあちゃんへの配慮をしていかねばならないことを認

識せせりだました。あつがといづれこもつた。

● 男女差別は私自身が男であるのでもあります。していない部分がありました。谷口さんが言われたようにもし自分が女性だったらと考へると色々と思いのほかあります。相手の立場になつて想えねることは、差別をなくすためには必要なことだ。自分もオッサン予備軍だつたのかもこれません。

● 非常に親しみやすい語り口でした。今の社会の現状をスパッと切つてただけたと思います。「確かにそうだ」と思つたことが多々ありました。やはり「当たり前」と自分で決めつけてしまつてしまふことがまだまだたくさんあると感じました。「オッサン社会に愛とシャレで突つ込む」とても大事な関わり方の一つだと感じました。

● 女性に対する差別についてわかるやすく説明されてよかったです。

● 話がとてもたのしく、コーモアたっぷりおじえての話で、講話の時間がとてもみじかく感じました。わかりやすく軽快なトークがとてもよかったです。

● 佐賀の意識改革が大事。谷口さんのように啓発オーラの強い人をまた呼べてもらいたい。

● 雨の中、駐車場の整理などあつがといづれこもつた。

● 講演中、筆記や手話をを行い、誰でも講演に参加できる環境にあつたことに感動した。パワーがいる環境にあつたことに感動した。パワーがいる環境にあつたことは大それぱなと思つた。

● 手話や要約筆記など、聴覚障害者への配慮があつたことがいた。

● てもねむひひ。カーネギーハウスの方を拝見したい。

★運営・その他について

● 雨がひじくぬりぬくい娘かつたじ思ひ。大変じめ劳动様でした。

● 毎回色々な話を聞くことができるがうがたい。この大人数で入口がスマートでびっくりしました。車がとても多かつたのに渡付は「タ」タタタたわうと思つたらすんなり通過。びっくりでした。お疲れ様でした。

● 筆記案内(左側) 手話の方がおられた半導にあつ取り組みに当たり前だがとてもやわらかく感じました。やはり「当たり前」と自分で決めつけてしまつてしまふことが多々あります。「確かにそうだ」と思つたことが多々ありました。やはり「当たり前」と自分で決めつけてしまつてしまふことが多々あります。「オッサン社会に愛とシャレで突つ込む」とても大事な関わり方の一つだと感じました。

● 教育かい取り組む必要があるため、学校、親で高められるよう今後も取り組みを期待します。

県外視察研修

11月9日(水)～10日(木)の2日間、

兵庫県姫路市高木地区において、会長をはじめ17名が参加して2016年度の県外視察研修を実施しました。

1日目は、最初に高木総合センターで高木地区の概要や姫路の皮革産業について事前学習を行いました。その後、高木支部書記長大垣俊雄さんの案内で、労働争議の場となつた北中皮革労働争議跡、白鞣(なめ)し革が広がつたという伝説が残る太閤井戸、日本で唯一皮革の神様を祀る高乃木神社、川の水が硬水で肉を抜くバクテリアが多く皮鞣しに適していいた市川、世界屈指のコードバン製造会社「新喜皮革工場」見学などのフィールドワークを行いました。社長から「皮を鞣す仕事は、命を新たに吹き込む仕事です。革という字は新しく生まれ変わらせるという意味です。千年もつといわれる白鞣し革は世界に誇る姫路の革です。」と説明

がありました。世界遺産の姫路城が見える工場の窓を背に、皮革産業について自信と誇りを持つて熱く語られる社長の言葉が印象的でした。

2日目は、姫路市人権啓発センター「ゆいばる」の視察を行いました。センターでは人権について自ら学び研究することの出来る場の提供や人権情報の提供、地域に根ざした人権の歴史に関する資料展示など、人権問題を分かりやすく身近に感じ取ることができるような企画がなされました。また、特設人権相談所の開設など人権問題の支援にも取り組んでおられました。

今回の視察研修で、私たちは被差別部落の歴史・産業について多くのことを学ぶことができました。この視察研修を今後の部落解放・人権政策確立要求活動にも生かしていくたいと思います。

以下、参加者のみなさんから報告をいただきましたので掲載します。



姫路市立高木総合センター

部落解放・人権政策確立要求佐賀県実行委員会

県外視察研修報告書

平成28年11月9日、10日の2日間、兵庫県姫路市に部落解放・人権政策確立要求佐賀県実行委員会県外視察として関係機関の方々と参加させていただきました。

今回の研修は、皮革産業の中心であった高木地区の現状及び被差別部落が培つてきた皮革製法の歴史とブランド化を図る扱い手の取り組みを学ぶものでした。

1日目は、姫路市高木総合センターにて部落解放同盟高木支部から高木地区の概要説明があり、高木地区は約300世帯（約600人）のうち部落世帯は172世帯（382人）で、高齢化により80歳以上が最も多く、また、鞣し業者はピーグ時には約130社もあつたが、現在は60数社に減少した。労働者も定住促進センターを拠点として多数のベトナム人を就労促進されていましたが、現在は減少して90人収容住宅に約60人が居住しているとのことでした。

その後に高木地区のフィールドワークが始まり、最初に立ち寄った高乃木神社は、星神・須佐ノ神・天神の三座を祀るとともに、日本で唯一の皮革の神様を祀る神社であり、境内には菅原稻荷大神が祀られていました。当地区西部には市川が流れおり、穏やかな流水で広い河原があり、塩



牛皮の天日干し

の入手が安易で白鞣しにふさわしい条件を備えていることから当地区は昔から鞣しが盛んに行われていました。市川に架かっている市川橋は、平成11年に改修されて幅員が十分にあり、西側の遠方に姫路城を望むことができますが、当初は杭の上に板を敷いた程度で、人がすれ違うのがやっとだったとのことで、厳しかった環境を察します。なお、皮革産業特有の汚水を分離処理するための皮革汚水専用「ひかく」マンホールが設置され、空き地には鞣された牛皮を天日干しされており、皮革産業が地域に密着していることが理解できました。

次に高木区内の皮革産業のうち最も知名度がある「新喜皮革」（馬の尻部分の高級なコードバンを生産）にて、皮革製品の生産工程を当社の扱い手である専務の案内です。視察しました。工場当初の段階で原皮処理と前鞣しにおける塩漬けの塩や血肉を洗い流し脱毛して塩分と脂肪分を取り除く作業場は異臭があり、処理機

器がない時代は劣悪な環境だったと思いました。最後の仕上げ段階ではオイルコードバン処理がされているため非常に滑らかな手触りで光沢があり、品質の高さに驚嘆しました。当会社は、長年試行錯誤しながら過酷な技で高級皮革を開発されて日本唯一のコードバンを確立されており、生産工程を説明していただいた専務やコードバンを直接手触れさせていただいた社長の誇りと自信に満ちあふれた表情を目の当たりにして、生まれ育った地区における伝統工芸の継承・発展が生きる希望になつていてことを痛切に感じました。

2日目は、姫路市人権啓発センター（ゆいばる）を視察し、姫路城正面に位置する「イーグレひめじ」4階に設置されており、当センターには事務室、展示スペース室、会議室、相談室、ハートシニター、ビデオ検索コーナー及び白なめしコーナーが常設され、特設として障害者差別解消法に関するパネル、人権ポスター・標語特選作品及び人権啓発川柳入選作品が展示されていました。また、人権週間記念講演として平成28年12月3日（土）に「稲川淳一」氏の講演が当センター3階で開催され、当市のの人権啓発の推進を認識することができました。

今回の視察により、被差別部落において伝統工芸を継承・発展されていることが、我々の生活必需品の生産を担つていることを繋ぐ取り組みを目指したいと思います。

県外視察研修に参加して

今回の県外視察研修は、11月9日から10日にかけて早くも冬めいた寒空の下、部落解放・人権政策確立要求佐賀県実行委員会県外視察研修として17名の方々とフィールドワークに参加させて頂きました。

1日目のフィールドワークは、「姫路・高木地区における被差別部落と皮革産業」をテーマとして、皮革産業の中心であつた高木地区を訪れ、被差別部落が培つてきた製革の技術と歴史、そして、皮革産業の現状とその技術を継承しながら特殊な技術とデザイン性によつて革製品のブランド化を図る若手の取り組みなどについて学習しました。

まず、高木総合センターで高木地区の事前学習を受けたあと、高乃木神社、北中皮革労働争議跡、市川という河川、皮革工場（新喜皮革）など高木地区の主要なところを回り歴史的、そして現状の取り組み



乾燥中のコードバン

などについて大垣俊雄支部書記長、解放研究所の方々に説明してもらいました。

高木地区は、姫路市の東部を流れる市川の東岸に位置しており姫路市の被差別部落の中で最も大規模な地区であり、藩の政策として皮革産業の育成が行われたことで現在まで製革技術が伝承されている地域ということでした。その背景には、「市川という穏やかな流水と広い川原があつたこと」、「皮の保存や処理に必要な塩の入手が容易であつたこと」、「大阪、京都など政治、経済、消費の中心地に近かつたこと」など

の好条件に恵まれていたため皮革産業が発展したということです。

この高木地区では、世界的にも珍しい「白鞣（なめ）し革」と呼ばれる技術が伝承されていますが、この製法は、皮の脱毛に有用なバクテリアが多い市川の水を利用して皮を脱毛したあとに塩と菜種油を用いて揉み上げ、そのあとに天日に晒（さら）して薄乳白色の革に仕上げていくものです。現在では、近代化されていますが、この「白鞣し革」の製法についても先人たちが部落差別に屈せずに試行錯誤の中で伝統技法を構築されたことを思うと胸が熱くなりました。

このような皮革産業も1970年代のピーク時には約130社ある工場で70%の地区内労働者が皮革産業に携わっていましたが、近年、不

況と地域離れと後継者不足や高齢化により、現在、60社位に減少するなど厳しい現状に直面しています。地域離れによる労働力不足については、定住促進センターからの紹介で、早い時期からボートピープルなどの難民を受け入れてきたり、皮革産業の貴重な労働力となつていているということです。

高木地区の皮革工場からでた処理水については、化学薬品等が含まれているため通常の汚水とは別に皮革専用の下水管が整備され処理場に送られています。このため「汚水」と「ヒカク」の2種類のマンホールの蓋があり、このことからも皮革産業のまちであると感じました。

しかし、皮革工場からの処理水は、地下の下水管に流すべきものですが、道路横の側溝部分に流されているところもあり、また、道幅の狭さや廃業となつた工場跡を見ますと大垣支部書記長の説明にあつたように高木地区は典型的な同和地区であるということを感じました。

工場見学の中では、皮を鞣すというのはどういうものか知つていますかと質問され、誰も答えられない中で、鞣すというのは、皮が腐らないようにするものであり、鞣すことにより「皮」が「革」になつっていくものであるなどを含めて色々な工程を説明してもらいました。

また、社長からの説明で、「この革は、革製品を作るために家畜を処理しているものではなく

く、皆が生きていくために食肉として処理した後に有効活用するためのものであるということを忘れないで欲しい」と念押しのように言われていましたが、これは、昔からの部落産業としての皮革産業もそれを目的として行つてはいなかつたということを言われたかつたのだろうと感じました。

工場では、塩漬けされた原材料と薬品の臭いで、最初は戸惑いましたが、色々な工程を経て、素晴らしい製品が作られており、このように昔からの技術を構築しながら時代に合うものが作られていることは、まさに伝統文化だと感じました。

この新喜皮革は、馬の臀部から作られる最高級の革製品である「コードバン」を製造されている世界屈指の会社であり、製造から製品販売まで手掛ける革製品の独自ブランドを立ち上げられています。また、地域の事業者同士においても情報を共有しながら個々のブランドを立ち上げる取り組みを行つていているということであり、その活動に対しても今後も期待したいと思つたところでした。

高木地区では、これまでの厳しい部落差別と労働争議が起きるほどの劣悪な労働環境の中でもその技術が継承され、現在においては、これらの皮革製品が日本だけではなく世界中で喜んで使われていることを思いますと誇らしく感じ

ました。

2日目は、人権問題の解決に向けて積極的に取り組む目的で設置された姫路市人権啓発センター（ゆいぱる）の視察を行いました。この施

設は、2010年に開設されており人権啓発の拠点として同和問題をはじめ人権についての学習・研究の場の提供や活動の支援、人権情報の

提供等の事業を通じて、人権の意義やその重要性、日常生活の中での人権感覚や人権意識の大切さを発信していくものとなっています。

この中には、企画展示スペースとして人権についての学びの場として国が人権問題と捉えている17項目についてのパネル展示や人権ライブラリーでの啓発ビデオの視聴コーナーなどがあります。また、相談室があり、救済・支援機能として特設人権相談所の開設が月1回行われるなど人権に関する問題の解決と生活の中での現実的な救済をおこなつているということです。

同和問題をはじめとする人権問題が多様化している現状においては、本施設のように人権啓発などの情報発信機能や救済・支援機能が一元化された施設が必要であると感じ羨ましくも思えたところでした。

今回の県外視察研修は、姫路市高木地区における伝統技法に裏打ちされた革の歴史や革というキーワードを通して、これまでの厳しい差別に屈することなく、誇り高く革の文化を継承し

てこられた地域の人々の熱い思いを学ばせていただいた有意義なものになりました。ありがとうございました。

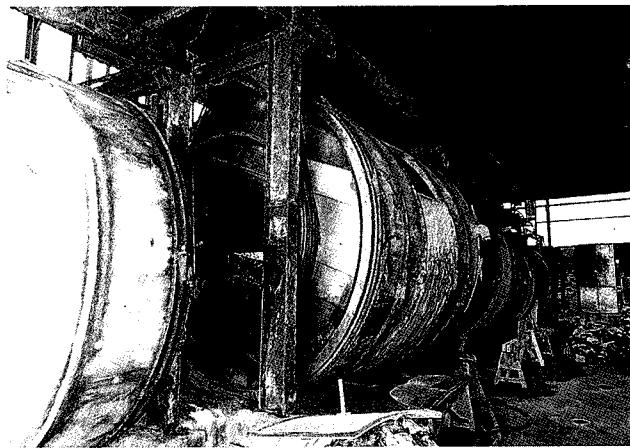
佐賀市人権・同和政策課 北島 邦宏



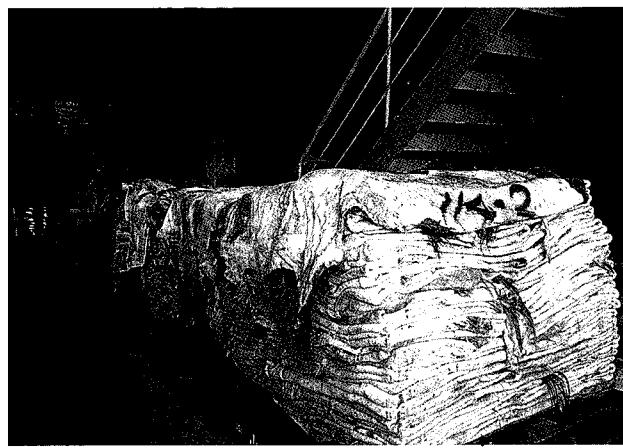
ひかく専用下水道マンホール



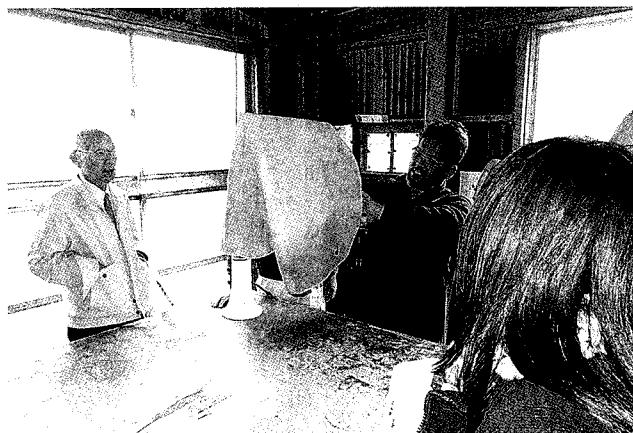
市川で昔の織しの説明



鞣し専用ドラム



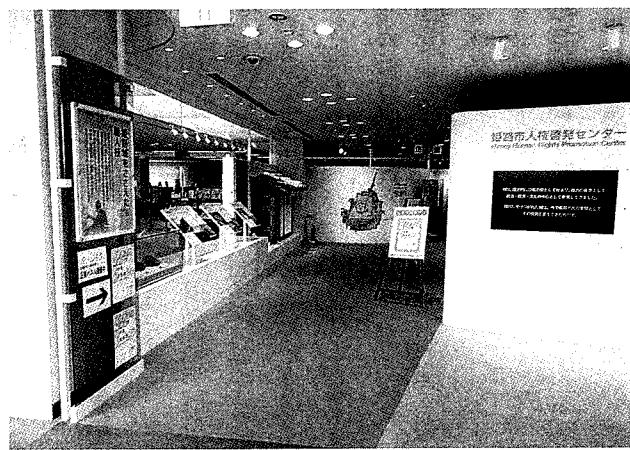
馬の原皮



コードバンの説明



姫路城での記念撮影



姫路市人権啓発センター(ゆいぱる)



人権啓発センター内の展示物

お知らせ

2017年度の開催予定の研究会・講座・集会等のお知らせをいたします。

▼部落解放・人権政策確立要求佐賀県実行委員会▲

○第28回差別と人権を考える佐賀県民集会

* 期日 9月29日(金)
* 会場 佐賀市文化会館

▼運動体関係▲

○部落解放第62回全国女性集会

* 期日 5月13日(土)～14日(日)
* 場所 岐阜市

- 人権社会確立第37回全九州研究集会
- * 期日 5月30日(火)～31日(水)
- * 場所 長崎市



○第32回人権啓発研究集会

* 期日 2018年1月11日(木)～12日(金)
* 場所 神戸市

○第40回全国人権保育研究集会

* 期日 2018年1月13日(土)～14日(日)
* 場所 鹿児島市

▼人権・同和教育研究協議会関係▲

○第44回九州地区人権・同和教育夏期講座

* 期日 8月23日(水)～24日(木)
* 場所 グランデはがくれ
* 場所 佐賀市

- 第42回部落解放・人権西日本夏期講座
- * 期日 6月22日(木)～23日(金)
* 場所 宮崎市



○第47回佐賀県人権・同和教育研究大会・分科会

* 期日 10月20日(金)
* 場所 伊万里・有田地区

○第69回全國人権・同和教育研究大会

* 期日 12月2日(土)～3日(日)
* 場所 松江市

お尋ねやお問い合わせ

部落解放・人権政策確立要求佐賀県実行委員会

* 期日 11月6日(月)～8日(水)
* 場所 大阪市

TEL 0955(73)2615
FAX 0955(73)8615